

## 「事変」下の華北占領地支配

——教育行政及び第三国系教育機関との相克をてがかりに——

小野 美里

本稿は、日中戦争が宣戦なき「事変」だったことにより、その占領下にかつたる領域が形成されたのかを、華北占領地の教育に注目して明らかにする。日中戦争に宣戦が無かったことが、現地の占領地支配にかつに影響したかについては、従来あまり関心が払われてこなかった。しかしこの問題は、日中戦争の占領地の特質を考えるうえで重要である。このことを明確にするための視角として、本稿では、当該地の教育行政や第三国系教育機関との相克に着目し、統治の実態を再検討する。

日本にとって宣戦の回避は、戦争遂行上不可欠な要件であった。そこで現地軍（北支那方面軍）が表立って軍政を実施することも、交戦法規の全面的適用も、第三国から開戦意志の表示とみなされないために、回避された。結果、占領地には中国人を擁立した現地政権が成立し、北支那方面軍の管下に日本人顧問等を配置する間接支配体制が成立する。こうした間接支配は教育行政においても貫かれ、華北に向けられた統治上の要請（治安維持、食糧・資源確保）を最優先に、日本の支配を受容する人材の育成が目指された。加えて宣戦なき「事変」だったことにより、占領当局と、占領地内に存続する米独をはじめとする第三国の諸権益との間に、深刻な摩擦が生じた。とりわけ占領当局と第三国系の高等教育機関との間には、占領地秩序の受容や、将来指導的存在となるべきエリート層の獲得をめぐり、対立が発生した。日本側は日本人教員派遣や行事への動員を通じ第三国系高等教育機関を圧迫したが、これら学校側は、日本対本国の外交関係を盾に對抗し、人気と社会的地位を保っていた。

このように日中戦争が「事変」だったことは、日本軍が直接的に軍政を施行できない要因となり、さらにはその支配下に第三国系権益の存続を許し、太平洋戦争勃発に至るまで、日本の中国占領地支配に制約を与えたのである。